

原発本第 210 号

令和 2 年 2 月 27 日

原子力規制委員会 殿

住 所 福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番 82 号

申請者名 九州電力株式会社

代表者氏名 代表取締役社長執行役員 池辺 和弘

### 玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請書の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 34 第 2 項の規定に基づき、令和元年 9 月 3 日付け原発本第 84 号をもって申請いたしました玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請書について、下記のとおり補正いたします。

記

玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請書の本文及び添付書類を別添の玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請書（令和元年 9 月 3 日原発本第 84 号）の補正前後比較表の補正後欄のとおり一部補正する。

別添

玄海原子力発電所 2 号炉廃止措置計画認可申請書

(令和元年 9 月 3 日 原発本第 84 号) 補正前後比較表

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後
4 5	四 2. 廃止措置対象施設の状況	<p>2. 廃止措置対象施設の状況</p> <p>2.3 放射性廃棄物の状況</p> <p>(2) 放射性廃棄物の状況</p> <p>原子炉施設から環境に放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、それらの性状に応じて放射性物質の濃度及び放出量を低減する措置を講じ、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値以下になるよう放出管理している。</p> <p>また、放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類ごとに原子炉施設内の使用済樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用並びに1号、2号、3号及び4号炉共用）及び使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：2号炉並びに1号、2号及び4号炉共用）並びに発電所内の固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び蒸気発生器保管庫（1号及び2号及び3号炉共用）に貯蔵又は保管中である。放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量を第4.4表に示す。</p>	<p>2. 廃止措置対象施設の状況</p> <p>2.3 廃止措置対象施設の状況</p> <p>(2) 放射性廃棄物の状況</p> <p>原子炉施設から環境に放出する放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は、それらの性状に応じて放射性物質の濃度及び放出量を低減する措置を講じ、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）に定める放出管理目標値以下になるよう放出管理している。</p> <p>また、放射性固体廃棄物は、廃棄物の種類ごとに原子炉施設内の使用済樹脂貯蔵タンク（1号及び2号炉共用並びに1号、2号、3号及び4号炉共用）及び使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：2号炉並びに1号、2号及び4号炉共用）並びに発電所内の固体廃棄物貯蔵庫（1号、2号、3号及び4号炉共用）及び蒸気発生器保管庫（1号、2号及び3号炉共用）に貯蔵又は保管中である。放射性固体廃棄物の貯蔵又は保管場所ごとの種類及び数量を第4.4表に示す。</p> <p>・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

茲海原子力發電所2號爐  
廢止措置計畫認可申請書  
補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																													
6	四 第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲	第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲 (1 / 3)	第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲 (1 / 3)	記載の適正化																																																																																																																													
第 4.1 表 廃止措置対象施設の範囲 (1 / 3)																																																																																																																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名稱</th> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他的主要な構造</td> <td>原子子炉補助建屋<sup>*</sup>1</td> <td>原子炉施設の一般構造</td> <td>その他の主要な構造</td> </tr> <tr> <td>原子炉本体</td> <td>炉心 支持構造物</td> <td>原子子炉補助建屋<sup>*</sup>1</td> <td>原子炉本体</td> <td>炉心 支持構造物</td> </tr> <tr> <td>燃料体</td> <td>燃料集合体</td> <td>燃料集合体</td> <td>原子炉本体</td> <td>燃料体</td> </tr> <tr> <td>原子炉容器</td> <td>原子子炉容器</td> <td>原子子炉容器</td> <td>原子炉容器</td> <td>原子子炉容器</td> </tr> <tr> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子子炉容器周開のコンクリート壁</td> <td>放射線遮へい体</td> <td>原子炉容器外周のコンクリート壁</td> <td>原子炉容器外周のコンクリート壁</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の取扱施設</td> <td>核燃料物質取扱装置</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> <td>核燃料物質取扱設備</td> </tr> <tr> <td>(燃料取扱設備)</td> <td>燃料移送装置<sup>*</sup>1</td> <td>(燃料取扱設備)</td> <td>燃料移送装置<sup>*</sup>1</td> <td>(燃料取扱設備)</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質貯蔵施設</td> <td>除染装置<sup>*</sup>1</td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> <td>除染装置<sup>*</sup>1</td> <td>核燃料物質貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> <td>新燃料貯蔵設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉冷却系系統施設</td> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>*</sup>2</td> <td>原子炉冷却系系統施設</td> <td>使用済燃料貯蔵設備<sup>*</sup>2</td> <td>原子炉冷却系系統施設</td> </tr> <tr> <td>1 次冷却却設備</td> <td>蒸気発生器</td> <td>1 次冷却却設備</td> <td>蒸気発生器</td> <td>1 次冷却却設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 次冷却材ポンプ</td> <td></td> <td>1 次冷却材ポンプ</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 次冷却材管</td> <td></td> <td>1 次冷却材管</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>加圧器</td> <td></td> <td>加圧器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 次冷却却設備</td> <td>主蒸気管</td> <td>2 次冷却却設備</td> <td>主蒸気管</td> <td>2 次冷却却設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気タービン</td> <td></td> <td>蒸気タービン</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> <td></td> <td>タービンバイパス設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> <td></td> <td>主蒸気安全弁及び大気放出弁</td> <td></td> </tr> <tr> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> <td>非常用冷却設備</td> <td>高圧注入系</td> <td>非常用冷却設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>低圧注入系</td> <td></td> <td>低圧注入系</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>普圧注入系</td> <td></td> <td>普圧注入系</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> <td>その他の主要な事項</td> <td>化学体積制御設備</td> <td>その他の主要な事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td>余熱除去設備</td> <td></td> <td>余熱除去設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子子炉補機冷却水設備</td> <td></td> <td>原子子炉補機冷却水設備</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名稱	施設区分	設備等の区分	原子炉施設の一般構造	その他的主要な構造	原子子炉補助建屋 <sup>*</sup> 1	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造	原子炉本体	炉心 支持構造物	原子子炉補助建屋 <sup>*</sup> 1	原子炉本体	炉心 支持構造物	燃料体	燃料集合体	燃料集合体	原子炉本体	燃料体	原子炉容器	原子子炉容器	原子子炉容器	原子炉容器	原子子炉容器	放射線遮へい体	原子子炉容器周開のコンクリート壁	放射線遮へい体	原子炉容器外周のコンクリート壁	原子炉容器外周のコンクリート壁	核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱装置	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	(燃料取扱設備)	燃料移送装置 <sup>*</sup> 1	(燃料取扱設備)	燃料移送装置 <sup>*</sup> 1	(燃料取扱設備)	核燃料物質貯蔵施設	除染装置 <sup>*</sup> 1	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 <sup>*</sup> 1	核燃料物質貯蔵設備		新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	原子炉冷却系系統施設	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*</sup> 2	原子炉冷却系系統施設	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*</sup> 2	原子炉冷却系系統施設	1 次冷却却設備	蒸気発生器	1 次冷却却設備	蒸気発生器	1 次冷却却設備		1 次冷却材ポンプ		1 次冷却材ポンプ			1 次冷却材管		1 次冷却材管			加圧器		加圧器		2 次冷却却設備	主蒸気管	2 次冷却却設備	主蒸気管	2 次冷却却設備		蒸気タービン		蒸気タービン			タービンバイパス設備		タービンバイパス設備			主蒸気安全弁及び大気放出弁		主蒸気安全弁及び大気放出弁		非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備		低圧注入系		低圧注入系			普圧注入系		普圧注入系		その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項		余熱除去設備		余熱除去設備			原子子炉補機冷却水設備		原子子炉補機冷却水設備		※ 1 : 1号炉との共用施設			
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名稱	施設区分	設備等の区分																																																																																																																													
原子炉施設の一般構造	その他的主要な構造	原子子炉補助建屋 <sup>*</sup> 1	原子炉施設の一般構造	その他の主要な構造																																																																																																																													
原子炉本体	炉心 支持構造物	原子子炉補助建屋 <sup>*</sup> 1	原子炉本体	炉心 支持構造物																																																																																																																													
燃料体	燃料集合体	燃料集合体	原子炉本体	燃料体																																																																																																																													
原子炉容器	原子子炉容器	原子子炉容器	原子炉容器	原子子炉容器																																																																																																																													
放射線遮へい体	原子子炉容器周開のコンクリート壁	放射線遮へい体	原子炉容器外周のコンクリート壁	原子炉容器外周のコンクリート壁																																																																																																																													
核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱装置	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備	核燃料物質取扱設備																																																																																																																													
(燃料取扱設備)	燃料移送装置 <sup>*</sup> 1	(燃料取扱設備)	燃料移送装置 <sup>*</sup> 1	(燃料取扱設備)																																																																																																																													
核燃料物質貯蔵施設	除染装置 <sup>*</sup> 1	核燃料物質貯蔵設備	除染装置 <sup>*</sup> 1	核燃料物質貯蔵設備																																																																																																																													
	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備	新燃料貯蔵設備																																																																																																																													
原子炉冷却系系統施設	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*</sup> 2	原子炉冷却系系統施設	使用済燃料貯蔵設備 <sup>*</sup> 2	原子炉冷却系系統施設																																																																																																																													
1 次冷却却設備	蒸気発生器	1 次冷却却設備	蒸気発生器	1 次冷却却設備																																																																																																																													
	1 次冷却材ポンプ		1 次冷却材ポンプ																																																																																																																														
	1 次冷却材管		1 次冷却材管																																																																																																																														
	加圧器		加圧器																																																																																																																														
2 次冷却却設備	主蒸気管	2 次冷却却設備	主蒸気管	2 次冷却却設備																																																																																																																													
	蒸気タービン		蒸気タービン																																																																																																																														
	タービンバイパス設備		タービンバイパス設備																																																																																																																														
	主蒸気安全弁及び大気放出弁		主蒸気安全弁及び大気放出弁																																																																																																																														
非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備	高圧注入系	非常用冷却設備																																																																																																																													
	低圧注入系		低圧注入系																																																																																																																														
	普圧注入系		普圧注入系																																																																																																																														
その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項	化学体積制御設備	その他の主要な事項																																																																																																																													
	余熱除去設備		余熱除去設備																																																																																																																														
	原子子炉補機冷却水設備		原子子炉補機冷却水設備																																																																																																																														
※ 2 : 当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設																																																																																																																																	
※ 3 : 当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設																																																																																																																																	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

- 4 -

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																																																																							
7	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材</td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の中の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加工器制御設備</td> <td>加工器制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室<sup>※1</sup></td> <td>中央制御室<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td>ガス圧縮装置<sup>※1</sup></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）</td> <td>原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）</td> <td>液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう酸回収系</td> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃液処理系<sup>※1</sup></td> <td>廃液処理系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洗浄排水処理系<sup>※1</sup></td> <td>洗浄排水処理系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水器冷却水放水口<sup>※1</sup></td> <td>復水器冷却水放水口<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）</td> <td>アスファルト固化装置<sup>※1</sup></td> <td>アスファルト固化装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>セメント固化装置<sup>※1</sup></td> <td>セメント固化装置<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ペイロ<sup>※2</sup></td> <td>ペイロ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）</td> <td>雑固体焼却設備<sup>※1</sup></td> <td>雑固体焼却設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備<sup>※1</sup></td> <td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体溶融処理設備<sup>※1</sup></td> <td>雑固体溶融処理設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※1</sup></td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済樹脂処理装置<sup>※1</sup></td> <td>使用済樹脂処理装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1</sup></td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※1</sup></td> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※1※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉、3号炉又は4号炉との共用施設（一部共用を含む。）</p> <p>※1：1号炉との共用施設</p> <p>※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>・記載の適正化 (1、2号炉共用施設及び1～4号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p> <p>・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装			その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路			その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備			制御材駆動設備	その他の中の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備		加工器制御設備	加工器制御設備		中央制御室 <sup>※1</sup>	中央制御室 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物の 廃棄施設	ガス圧縮装置 <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>		ガス減圧タンク <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>		原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）	原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）		ほう酸回収系	ほう酸回収系		廃液処理系 <sup>※1</sup>	廃液処理系 <sup>※1</sup>		洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>		復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※1※2</sup>	固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>		セメント固化装置 <sup>※1</sup>	セメント固化装置 <sup>※1※2</sup>		ペイロ <sup>※2</sup>	ペイロ <sup>※2</sup>	固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	雑固体焼却設備 <sup>※1</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※1※3</sup>		燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1</sup>	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1※3</sup>		雑固体溶融処理設備 <sup>※1</sup>	雑固体溶融処理設備 <sup>※1※3</sup>		使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1※2</sup>		使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>		固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1※3</sup>		蒸気発生器保管庫 <sup>※1</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※1※3</sup>	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（2／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測制御系統施設</td> <td>計装</td> <td>核計装</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な計装</td> </tr> <tr> <td>安全保護回路</td> <td>原子炉停止回路</td> <td>原子炉停止回路</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他の主要な安全保護回路</td> </tr> <tr> <td>制御設備</td> <td>制御材</td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>制御材駆動設備</td> </tr> <tr> <td>その他の中の主要な事項</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> <td>1次冷却材温度制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加工器制御設備</td> <td>加工器制御設備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中央制御室<sup>※1</sup></td> <td>中央制御室<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>放射性廃棄物の 廃棄施設</td> <td>ガス圧縮装置<sup>※1</sup></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> <td>ガス減圧タンク<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> <td>原子炉補助建屋排気筒</td> </tr> <tr> <td>液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）</td> <td>原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）</td> <td>液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ほう酸回収系</td> <td>ほう酸回収系</td> </tr> <tr> <td></td> <td>廃液処理系<sup>※1</sup></td> <td>廃液処理系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洗浄排水処理系<sup>※1</sup></td> <td>洗浄排水処理系<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>復水器冷却水放水口<sup>※1</sup></td> <td>復水器冷却水放水口<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）</td> <td>アスファルト固化装置<sup>※1</sup></td> <td>アスファルト固化装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>セメント固化装置<sup>※1</sup></td> <td>セメント固化装置<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>ペイロ<sup>※2</sup></td> <td>ペイロ<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）</td> <td>雑固体焼却設備<sup>※1</sup></td> <td>雑固体焼却設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備<sup>※1</sup></td> <td>燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>雑固体溶融処理設備<sup>※1</sup></td> <td>雑固体溶融処理設備<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※1</sup></td> <td>使用済樹脂貯蔵タンク<sup>※1※2</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>使用済樹脂処理装置<sup>※1</sup></td> <td>使用済樹脂処理装置<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1</sup></td> <td>固体廃棄物貯蔵庫<sup>※1※3</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※1</sup></td> <td>蒸気発生器保管庫<sup>※1※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉との共用施設</p> <p>※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>・記載の適正化 (1、2号炉共用施設及び1～4号炉共用施設のうち「一部」又は「全部」の施設が共用であることの明確化)</p> <p>・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	計測制御系統施設	計装	核計装			その他の主要な計装	安全保護回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路			その他の主要な安全保護回路	制御設備	制御材	制御材駆動設備			制御材駆動設備	その他の中の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備		加工器制御設備	加工器制御設備		中央制御室 <sup>※1</sup>	中央制御室 <sup>※1</sup>	放射性廃棄物の 廃棄施設	ガス圧縮装置 <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>		ガス減圧タンク <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>		原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）	原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）		ほう酸回収系	ほう酸回収系		廃液処理系 <sup>※1</sup>	廃液処理系 <sup>※1</sup>		洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>		復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※1※2</sup>	固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>		セメント固化装置 <sup>※1</sup>	セメント固化装置 <sup>※1※2</sup>		ペイロ <sup>※2</sup>	ペイロ <sup>※2</sup>	固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	雑固体焼却設備 <sup>※1</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※1※3</sup>		燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1</sup>	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1※3</sup>		雑固体溶融処理設備 <sup>※1</sup>	雑固体溶融処理設備 <sup>※1※3</sup>		使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1※2</sup>		使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>		固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1※3</sup>		蒸気発生器保管庫 <sup>※1</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※1※3</sup>
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																																																																																																									
		その他の主要な計装																																																																																																																																																																									
安全保護回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路																																																																																																																																																																									
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																																																																																									
制御設備	制御材	制御材駆動設備																																																																																																																																																																									
		制御材駆動設備																																																																																																																																																																									
その他の中の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備																																																																																																																																																																									
	加工器制御設備	加工器制御設備																																																																																																																																																																									
	中央制御室 <sup>※1</sup>	中央制御室 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	ガス圧縮装置 <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒																																																																																																																																																																									
液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）	原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）																																																																																																																																																																									
	ほう酸回収系	ほう酸回収系																																																																																																																																																																									
	廃液処理系 <sup>※1</sup>	廃液処理系 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	セメント固化装置 <sup>※1</sup>	セメント固化装置 <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
	ペイロ <sup>※2</sup>	ペイロ <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																									
固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	雑固体焼却設備 <sup>※1</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1</sup>	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	雑固体溶融処理設備 <sup>※1</sup>	雑固体溶融処理設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	蒸気発生器保管庫 <sup>※1</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																																																																																									
計測制御系統施設	計装	核計装																																																																																																																																																																									
		その他の主要な計装																																																																																																																																																																									
安全保護回路	原子炉停止回路	原子炉停止回路																																																																																																																																																																									
		その他の主要な安全保護回路																																																																																																																																																																									
制御設備	制御材	制御材駆動設備																																																																																																																																																																									
		制御材駆動設備																																																																																																																																																																									
その他の中の主要な事項	1次冷却材温度制御設備	1次冷却材温度制御設備																																																																																																																																																																									
	加工器制御設備	加工器制御設備																																																																																																																																																																									
	中央制御室 <sup>※1</sup>	中央制御室 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
放射性廃棄物の 廃棄施設	ガス圧縮装置 <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>	ガス減圧タンク <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	原子炉補助建屋排気筒	原子炉補助建屋排気筒																																																																																																																																																																									
液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物処理 設備）	原子炉の廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）	液体廃棄物の廃棄設 備（液体廃棄物の廃棄設 備）																																																																																																																																																																									
	ほう酸回収系	ほう酸回収系																																																																																																																																																																									
	廃液処理系 <sup>※1</sup>	廃液処理系 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>	洗浄排水処理系 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	復水器冷却水放水口 <sup>※1</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>	アスファルト固化装置 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	セメント固化装置 <sup>※1</sup>	セメント固化装置 <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
	ペイロ <sup>※2</sup>	ペイロ <sup>※2</sup>																																																																																																																																																																									
固体廃棄物の廃棄設 備（固体廃棄物処理 設備）	雑固体焼却設備 <sup>※1</sup>	雑固体焼却設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1</sup>	燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	雑固体溶融処理設備 <sup>※1</sup>	雑固体溶融処理設備 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※1※2</sup>																																																																																																																																																																									
	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>	使用済樹脂処理装置 <sup>※1</sup>																																																																																																																																																																									
	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1</sup>	固体廃棄物貯蔵庫 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									
	蒸気発生器保管庫 <sup>※1</sup>	蒸気発生器保管庫 <sup>※1※3</sup>																																																																																																																																																																									

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まれない。

## 玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																
8	四 第4.1表 廃止措置対象施設の範囲	<p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備※1</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備※</td> <td>放射線管理設備※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td>屋外管理用の主要な設備</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気象観測設備※1※3</td> <td>敷地内外の固定モニタ※1※3</td> <td>気象観測設備※1※3</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカーボン※3</td> <td>モニタリングカーボン※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境試料の分析装置及び放射能測定装置※</td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置※</td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設構造</td> <td>原子炉格納施設構造</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助建屋換気設備</td> <td>アニエラス空気再循環設備</td> <td>アニエラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フレイ設備</td> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属施設</td> <td>受電系統※</td> <td>原子炉格納容器フレイ設備</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>受電系統※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td>蓄電池</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>キャスク保管建屋※</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>キャスク保管建屋※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービン建屋</td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉、3号炉又は4号炉との共用施設（一部共用を含む）</p> <p>※1：1号炉との共用施設</p> <p>※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>第4.1表 廃止措置対象施設の範囲（3／3）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備（建屋）名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備※1</td> </tr> <tr> <td>放射線管理設備※</td> <td>放射線管理設備※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋外管理用の主要な設備</td> <td>排気モニタ</td> <td>屋外管理用の主要な設備</td> </tr> <tr> <td>排水モニタ</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">気象観測設備※1※3</td> <td>敷地内外の固定モニタ※1※3</td> <td>気象観測設備※1※3</td> </tr> <tr> <td>モニタリングカーボン※3</td> <td>モニタリングカーボン※3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境試料の分析装置及び放射能測定装置※</td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置※</td> <td>環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納施設構造</td> <td>原子炉格納施設構造</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器換気設備</td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補助建屋換気設備</td> <td>アニエラス空気再循環設備</td> <td>アニエラス空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器フレイ設備</td> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他原子炉の付属施設</td> <td>受電系統※</td> <td>原子炉格納容器フレイ設備</td> </tr> <tr> <td>ディーゼル発電機</td> <td>受電系統※1※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他主要施設</td> <td>蓄電池</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>キャスク保管建屋※</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>その他主要施設</td> <td>建物及び構築物</td> <td>キャスク保管建屋※1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>タービン建屋</td> <td>タービン建屋</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：1号炉、3号炉又は4号炉との共用施設（一部共用を含む）</p> <p>※1：1号炉との共用施設</p> <p>※2：当該施設のうち一部が3号炉又は4号炉との共用施設</p> <p>※3：当該施設のうち全てが3号炉又は4号炉との共用施設</p>	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1	放射線管理設備※	放射線管理設備※1※2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	排水モニタ	気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	気象観測設備※1※3	モニタリングカーボン※3	モニタリングカーボン※3	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3	原子炉格納施設構造	原子炉格納施設構造	その他主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	補助建屋換気設備	アニエラス空気再循環設備	アニエラス空気再循環設備	原子炉格納容器フレイ設備	補助建屋換気設備	その他原子炉の付属施設	受電系統※	原子炉格納容器フレイ設備	ディーゼル発電機	受電系統※1※2	その他主要施設	蓄電池	ディーゼル発電機	キャスク保管建屋※	蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	キャスク保管建屋※1		タービン建屋	タービン建屋	施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1	放射線管理設備※	放射線管理設備※1※2	屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	排水モニタ	気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	気象観測設備※1※3	モニタリングカーボン※3	モニタリングカーボン※3	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3	原子炉格納施設構造	原子炉格納施設構造	その他主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備	補助建屋換気設備	アニエラス空気再循環設備	アニエラス空気再循環設備	原子炉格納容器フレイ設備	補助建屋換気設備	その他原子炉の付属施設	受電系統※	原子炉格納容器フレイ設備	ディーゼル発電機	受電系統※1※2	その他主要施設	蓄電池	ディーゼル発電機	キャスク保管建屋※	蓄電池	その他主要施設	建物及び構築物	キャスク保管建屋※1		タービン建屋	タービン建屋
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1																																																																																																		
	放射線管理設備※	放射線管理設備※1※2																																																																																																		
屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	屋外管理用の主要な設備																																																																																																		
	排水モニタ	排水モニタ																																																																																																		
気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	気象観測設備※1※3																																																																																																		
	モニタリングカーボン※3	モニタリングカーボン※3																																																																																																		
環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3																																																																																																		
	原子炉格納施設構造	原子炉格納施設構造																																																																																																		
その他主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																		
	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備																																																																																																		
補助建屋換気設備	アニエラス空気再循環設備	アニエラス空気再循環設備																																																																																																		
	原子炉格納容器フレイ設備	補助建屋換気設備																																																																																																		
その他原子炉の付属施設	受電系統※	原子炉格納容器フレイ設備																																																																																																		
	ディーゼル発電機	受電系統※1※2																																																																																																		
その他主要施設	蓄電池	ディーゼル発電機																																																																																																		
	キャスク保管建屋※	蓄電池																																																																																																		
その他主要施設	建物及び構築物	キャスク保管建屋※1																																																																																																		
	タービン建屋	タービン建屋																																																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名称																																																																																																		
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備※1																																																																																																		
	放射線管理設備※	放射線管理設備※1※2																																																																																																		
屋外管理用の主要な設備	排気モニタ	屋外管理用の主要な設備																																																																																																		
	排水モニタ	排水モニタ																																																																																																		
気象観測設備※1※3	敷地内外の固定モニタ※1※3	気象観測設備※1※3																																																																																																		
	モニタリングカーボン※3	モニタリングカーボン※3																																																																																																		
環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※	環境試料の分析装置及び放射能測定装置※1※3																																																																																																		
	原子炉格納施設構造	原子炉格納施設構造																																																																																																		
その他主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																		
	原子炉格納容器換気設備	原子炉格納容器換気設備																																																																																																		
補助建屋換気設備	アニエラス空気再循環設備	アニエラス空気再循環設備																																																																																																		
	原子炉格納容器フレイ設備	補助建屋換気設備																																																																																																		
その他原子炉の付属施設	受電系統※	原子炉格納容器フレイ設備																																																																																																		
	ディーゼル発電機	受電系統※1※2																																																																																																		
その他主要施設	蓄電池	ディーゼル発電機																																																																																																		
	キャスク保管建屋※	蓄電池																																																																																																		
その他主要施設	建物及び構築物	キャスク保管建屋※1																																																																																																		
	タービン建屋	タービン建屋																																																																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉  
廃止措置計画認可申請書  
補正前後比較表

理由	補正後	補正前	第 4.2 図 廃止措置対象施設の管 理区域全体 図	頁 数
<ul style="list-style-type: none"> <li>・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</li> <li>・記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更)</li> </ul>			<p>第 4.2 図 廃止措置対象施設の管理区域全体図</p>	14

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

補正前後比較表  
玄海原子力発電所2号炉  
廃止措置計画認可申請書

頁 数	補正箇所 設 設	第 5.1 表 解体対象施設 (1 / 3)		理由
		施設区分	設備等の区分	
25	五 第 5.1 表 解体対象施設	原子炉本体 一般構造	その他の主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>※ 1 ※ 4</sup>
		原子炉本体 燃料体	炉心 燃料集合体 <sup>※ 2</sup>	原子炉本体 炉心 燃料集合体 <sup>※ 2</sup>
		原子炉容器 放射線遮へい体	原子炉容器 放射線遮へい体	原子炉容器 原子炉容器周囲のコンクリート壁 <sup>※ 1</sup>
		核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵 施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備) 核燃料物質の取扱 施設及び貯蔵 施設
		核燃料物質貯蔵設備 新燃料貯蔵設備 使用済燃料貯蔵設備 <sup>※ 3</sup>	新燃料貯蔵設備	新燃料物質貯蔵設備 新燃料貯蔵設備 <sup>※ 3</sup>
		蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ	蒸気発生器 1 次冷却材ポンプ
		1 次冷却材管 加圧器	1 次冷却材管 加圧器	1 次冷却材管 加圧器
		2 次冷却設備 主蒸気管 蒸気タービン タービンバイパス設備	2 次冷却設備 主蒸気管 蒸気タービン タービンバイパス設備	主蒸気管 2 次冷却設備 タービンバイパス設備
		非常用冷却設備 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系 化学体積制御設備 余熱除去設備 原子炉補機冷却水設備	非常用冷却設備 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系 化学体積制御設備 余熱除去設備 原子炉補機冷却水設備	非常用冷却設備 高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系 化学体積制御設備 余熱除去設備 原子炉補機冷却水設備
		その他の主要な事項	その他の主要な事項	その他の主要な事項
		※ 1 : 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。	※ 1 : 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。	※ 1 : 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。
		※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。	※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。	※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。
		※ 3 : 3 号炉又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。	※ 3 : 3 号炉又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。	※ 3 : 3 号炉又は 4 号炉との共用施設については解体対象施設から除く。
		※ 4 : 1 号炉との共用施設については解体対象施設に含む。	※ 4 : 1 号炉との共用施設については解体対象施設に含む。	※ 4 : 1 号炉との共用施設については解体対象施設に含む。
		※ 1 : 記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう脚注※ 4 の記載を変更)	※ 1 : 記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう脚注※ 4 の記載を変更)	※ 1 : 記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう脚注※ 4 の記載を変更)

(注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

第5章 素解體対象施設(1／3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名稱
原子炉施設の一般構造	その他的主要な構造	原子炉補助建屋 <sup>※1</sup> 、 <sup>※4</sup>
原子炉本体	炉心	炉心支持構造物
	燃料体	燃料集合体 <sup>※2</sup>
	原子炉容器	原子炉容器
	放射線遮へい体	原子炉容器周間のコンクリート壁
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	原子炉格納容器外周のコンクリート壁 <sup>※1</sup>
	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)	燃料取扱装置
		燃料移送装置 <sup>※3</sup>
		除染装置 <sup>※3</sup>
	核燃料物質貯蔵設備	新燃料貯蔵設備
		使用済燃料貯蔵設備 <sup>※3</sup>
原子炉冷却系統施設	1次冷却設備	蒸気発生器
		1次冷却材ポンプ
		1次冷却材管
		加圧器
	2次冷却設備	主蒸気管
		蒸気タービン
		タービンバイパス設備

図 1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除外。

※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3 : 3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から降

第4章 恒久的封閉構造については解体対象構造に会す。

六四：无与也，不永终。勿用，勿施，勿休。

第5.1表 解体対象施設(1/3)

施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名稱
原子炉施設の構造	その他の主要な構造	原子炉輔助建屋 <sup>※ 1 ※ 4</sup>
一般構造	原子炉本体	炉心 支持構造物
	燃料体	燃料集合体 <sup>※ 2</sup>
	原子炉容器器	原子炉容器器
	放射線高い体	原子炉容器器周囲のコンクリート壁 <sup>※ 1</sup>
	核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)
	核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)
	核燃料物質の取扱施設	核燃料物質取扱設備 (燃料取扱設備)
原子炉施設系統	1 次冷却却設備	使用済燃料貯蔵設備 <sup>※ 3</sup>
施設		蒸気発生器
		1 次冷却材ポンプ
		1 次冷却材管
		加圧器
	2 次冷却却設備	主蒸気管
		蒸気タービン
		タービンバイパス設備

非常用冷却設備	高圧注入系 低圧注入系 蓄圧注入系
その他的主要な事項	化字体積制御設備 余熱除去設備 原子炉機器冷却水設備

\*1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除外する。

※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除

第4：1号恒の生用歯譜については解体対象歯譜に全て。  
く。

○ 五、六月の間は、アラスカ方面へ送り出されてゐる。

記載の適正化  
(共用号炉が明確となるよう)  
注※4の記載変更)

補正前後比較表

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

第5.1表 解体対象施設(2/3)

施設区分	設備等の区分	設備（建屋）名稱	設備（建屋）名稱
測制制御系統施設	計裝	核計裝	核計裝
安全保護回路		その他の主要な計裝	その他の主要な計裝
制御設備		原子炉停止回路	原子炉停止回路
その他他の主要な事項	1 次冷却材温度制御設備 加工器部御設備 中央制御室 <sup>※ 4</sup>	安全保護回路 制御設備 制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備	原子炉停止回路 制御材駆動設備 1 次冷却材温度制御設備 加工器部御設備 中央制御室 <sup>※ 4</sup>
放射性廃棄物の処理施設	気体廃棄物の処理設備 (気体廃棄物処理設備)	放射性廃棄物の処理施設 (ガス減衰タンク <sup>※ 4</sup> 原子炉補助建屋排気筒)	気体廃棄物の処理設備 (ガス減衰タンク <sup>※ 4</sup> ガス正縮装置 <sup>※ 4</sup> )
液体廃棄物の処理施設	液体廃棄物の処理設備 (液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の処理設備 (液体廃棄物処理設備)	液体廃棄物の処理設備 (液体廃棄物処理設備)
固体廃棄物の処理施設	固体廃棄物の処理設備 (固体廃棄物処理設備)	固体廃棄物の処理設備 (固体廃棄物処理設備)	固体廃棄物の処理設備 (固体廃棄物処理設備)
ホウ酸回収系	ホウ酸回収系	ホウ酸回収系	ホウ酸回収系
廃液処理系 <sup>※ 4</sup>	廃液処理系 <sup>※ 4</sup>	廃液処理系 <sup>※ 4</sup>	廃液処理系 <sup>※ 4</sup>
復水器冷却水放水口 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	復水器冷却水放水口 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>
アスフルト固化装置 <sup>※ 4</sup>	アスフルト固化装置 <sup>※ 4</sup>	アスフルト固化装置 <sup>※ 4</sup>	アスフルト固化装置 <sup>※ 4</sup>
セメント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	セメント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	セメント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	セメント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>
ペイント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	ペイント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	ペイント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	ペイント固化装置 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>
使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	使用済樹脂貯蔵タンク <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>
蒸気發生器 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	蒸気發生器 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	蒸気發生器 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>	蒸気發生器 <sup>※ 3</sup> <sup>※ 4</sup>

※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下

構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く

※2：燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。

※3：3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除

卷之三

卷4：1号との共用施設について、は解体対象施設に占む。

※1：放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下

構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く

※2：燃料集団体は、再処理事業者又は加工事業者

※3 : 3号炉又は4号炉との共用施設については解説

※4：1号炉ののみとの共用施設については解体対象

記載の適正化  
(共用号炉が明確となるよう脚注※4の記載を変更)

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由																																																																																																																		
27	五 第5.1表 解体対象施設	<p>第 5.1 表 解体対象施設 (3 / 3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>* 1</sup></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備<sup>* 2</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排水モニタ</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>原子炉格納容器<sup>* 1</sup></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>排水モニタ</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>原子炉格納容器<sup>* 1</sup></td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> <td>アース空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>非常用電源設備</td> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>建物及び構築物</td> <td>キャスク保管建屋<sup>* 4</sup></td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>タービン建屋<sup>* 1</sup></td> </tr> <tr> <td>その他の主要施設</td><td>建物及び構築物</td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※ 3 : 3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※ 4 : 1号炉との共用施設については解体対象施設に含む。</p> <p>第 5.1 表 解体対象施設 (3 / 3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設区分</th> <th>設備等の区分</th> <th>設備(建屋)名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射線管理施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>放射線監視設備<sup>* 4</sup></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>放射線管理設備<sup>* 3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排水モニタ</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>排水モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>屋内管理用の主要な設備</td> <td>原子炉格納容器<sup>* 1</sup></td> </tr> <tr> <td>屋外管理用の主要な設備</td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>排水モニタ</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納施設</td> <td>原子炉格納容器<sup>* 1</sup></td> <td>原子炉格納容器換気設備</td> </tr> <tr> <td>その他の主要な事項</td> <td>原子炉格納容器空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> <td>アース空気再循環設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>補助建屋換気設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">原子炉格納容器スプレイ設備</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> <td>原子炉格納容器スプレイ設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>受電系統<sup>* 3</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>非常用電源設備</td> <td>非常用電源設備</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>非常用電源設備</td> <td>蓄電池</td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の主要な事項</td> <td>建物及び構築物</td> <td>キャスク保管建屋<sup>* 4</sup></td> </tr> <tr> <td>付属施設</td> <td>タービン建屋<sup>* 1</sup></td> </tr> <tr> <td>その他の主要施設</td><td>建物及び構築物</td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td><td>タービン建屋<sup>* 4</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 1 : 放射性物質による汚染のないことが確認された地下建屋、地下構造物及び建屋基礎は解体対象施設から除く。</p> <p>※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。</p> <p>※ 3 : 3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。</p> <p>※ 4 : 1号炉との共用施設については解体対象施設に含む。</p>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>* 1</sup>	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>* 2</sup>	排水モニタ	屋内管理用の主要な設備	排水モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	屋外管理用の主要な設備	原子炉格納容器換気設備	その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器空気再循環設備	構造	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納施設	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	原子炉格納容器換気設備	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	その他の主要な事項	受電系統 <sup>* 3</sup>	アース空気再循環設備	付属施設	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 <sup>* 3</sup>	原子炉格納容器スプレイ設備	付属施設	受電系統 <sup>* 3</sup>	その他の主要な事項	非常用電源設備	非常用電源設備	付属施設	ディーゼル発電機	その他の主要な事項	非常用電源設備	蓄電池	付属施設	ディーゼル発電機	その他の主要な事項	建物及び構築物	キャスク保管建屋 <sup>* 4</sup>	付属施設	タービン建屋 <sup>* 1</sup>	その他の主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称	放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>* 4</sup>	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>* 3</sup>	排水モニタ	屋内管理用の主要な設備	排水モニタ	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ	原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	屋外管理用の主要な設備	原子炉格納容器換気設備	その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器空気再循環設備	構造	原子炉格納容器空気再循環設備	原子炉格納施設	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	原子炉格納容器換気設備	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備	その他の主要な事項	受電系統 <sup>* 3</sup>	アース空気再循環設備	付属施設	補助建屋換気設備	原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 <sup>* 3</sup>	原子炉格納容器スプレイ設備	付属施設	受電系統 <sup>* 3</sup>	その他の主要な事項	非常用電源設備	非常用電源設備	付属施設	ディーゼル発電機	その他の主要な事項	非常用電源設備	蓄電池	付属施設	ディーゼル発電機	その他の主要な事項	建物及び構築物	キャスク保管建屋 <sup>* 4</sup>	付属施設	タービン建屋 <sup>* 1</sup>	その他の主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>* 1</sup>																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>* 2</sup>																																																																																																																				
排水モニタ	屋内管理用の主要な設備	排水モニタ																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ																																																																																																																				
原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	原子炉格納容器換気設備																																																																																																																				
その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
	構造	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
原子炉格納施設	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	原子炉格納容器換気設備																																																																																																																				
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
その他の主要な事項	受電系統 <sup>* 3</sup>	アース空気再循環設備																																																																																																																				
	付属施設	補助建屋換気設備																																																																																																																				
原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 <sup>* 3</sup>	原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																																				
	付属施設	受電系統 <sup>* 3</sup>																																																																																																																				
その他の主要な事項	非常用電源設備	非常用電源設備																																																																																																																				
	付属施設	ディーゼル発電機																																																																																																																				
その他の主要な事項	非常用電源設備	蓄電池																																																																																																																				
	付属施設	ディーゼル発電機																																																																																																																				
その他の主要な事項	建物及び構築物	キャスク保管建屋 <sup>* 4</sup>																																																																																																																				
	付属施設	タービン建屋 <sup>* 1</sup>																																																																																																																				
その他の主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>																																																																																																																		
施設区分	設備等の区分	設備(建屋)名称																																																																																																																				
放射線管理施設	屋内管理用の主要な設備	放射線監視設備 <sup>* 4</sup>																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	放射線管理設備 <sup>* 3</sup>																																																																																																																				
排水モニタ	屋内管理用の主要な設備	排水モニタ																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	排水モニタ																																																																																																																				
原子炉格納施設	屋内管理用の主要な設備	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>																																																																																																																				
	屋外管理用の主要な設備	原子炉格納容器換気設備																																																																																																																				
その他の主要な事項	排水モニタ	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
	構造	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
原子炉格納施設	原子炉格納容器 <sup>* 1</sup>	原子炉格納容器換気設備																																																																																																																				
	その他の主要な事項	原子炉格納容器空気再循環設備																																																																																																																				
その他の主要な事項	受電系統 <sup>* 3</sup>	アース空気再循環設備																																																																																																																				
	付属施設	補助建屋換気設備																																																																																																																				
原子炉格納容器スプレイ設備	受電系統 <sup>* 3</sup>	原子炉格納容器スプレイ設備																																																																																																																				
	付属施設	受電系統 <sup>* 3</sup>																																																																																																																				
その他の主要な事項	非常用電源設備	非常用電源設備																																																																																																																				
	付属施設	ディーゼル発電機																																																																																																																				
その他の主要な事項	非常用電源設備	蓄電池																																																																																																																				
	付属施設	ディーゼル発電機																																																																																																																				
その他の主要な事項	建物及び構築物	キャスク保管建屋 <sup>* 4</sup>																																																																																																																				
	付属施設	タービン建屋 <sup>* 1</sup>																																																																																																																				
その他の主要施設	建物及び構築物	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>	タービン建屋 <sup>* 4</sup>																																																																																																																		

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

- ・記載の適正化  
(共用号炉が明確となるよう脚注※ 4 の記載を変更)
- ※ 1 : 号炉との共用施設については解体対象施設に含む。
- ※ 2 : 燃料集合体は、再処理事業者又は加工事業者へ譲り渡す。
- ※ 3 : 3号炉又は4号炉との共用施設については解体対象施設から除く。
- ※ 4 : 1号炉との共用施設については解体対象施設に含む。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
29	五 第5.1図 解体対象施設の配置図			<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</li> <li>記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更)</li> </ul>

第5.1図 解体対象施設の配置図

注) 下線及び点線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉　廃止措置計画認可申請書　補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
31	六 2. 核燃料物質 の管理	2. 核燃料物質の管理	2. 核燃料物質の管理	<p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵、又は2号炉原子炉補助建屋から、専用の使用済燃料輸送容器に取納し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット：1号、2号及び4号炉共用）に搬出し、貯蔵する。また、既に4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内にて搬出された使用済燃料は、譲り渡すまでの期間、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて管理し、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料は4号炉にて管理する。使用済燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能、除染機能、水位及び漏えいの監視機能、淨化冷却機能及び給水機能（ほう酸濃度を除く。）を有する設備を維持管理する。</p>
32				<p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）に貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の新燃料貯蔵設備に貯蔵する。また、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵している新燃料は、譲り渡すまでの期間、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）にて貯蔵する。新燃料の取扱い及び貯蔵は、既設の核燃料物質取扱設備で取り扱うと共に、安全確保のために必要な燃料落下防止機能、臨界防止機能及び全確保のためには補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。</p>

玄海原子力発電所2号炉　廃止措置計画認可申請書　補正前後比較表

頁 数	補正箇所	補正前	補正後	理由
32	六 2. 核燃料物質 の管理	<p>除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	<p>除染機能を有する既設の設備を維持管理する。なお、新燃料は低濃縮ウラン燃料であり放射能は低いため、崩壊熱除去及び遮へいについては特別な措置を要しない。</p> <p>これらの核燃料物質の貯蔵に係る保安のために必要な措置を「保安規定」に定めて実施する。</p> <p>2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）から全ての使用済燃料を搬出し終えた後は、4号炉燃料取扱棟内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）は廃止措置対象施設としては取り扱わず、2号炉の全ての使用済燃料は廃止措置対象施設から搬出されたものとする。</p>	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
40 41	八 1. 放射性気体 廃棄物の廃 棄	1. 放射性気体廃棄物の焼棄  (1) 放射性気体廃棄物の管理方法 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性気体廃棄物を適切に処理処分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性気体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第8.1表のとおり設定し、これを超えないよう努める。	1. 放射性気体廃棄物の廃棄  1.3 放射性気体廃棄物の管理方法 (1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性気体廃棄物を適切に処理処分するために、既設の気体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。 また、放射性気体廃棄物の放出に際しては、排気筒等において放射性物質濃度の測定等を行い、「線量告示」に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすると共に、放射性気体廃棄物の年間放出量から放出管理目標値を第8.1表のとおり設定し、これを超えないよう努める。  また、周辺環境に対する放射線モニタリングについても原 子炉運転中と同様に行う。 放射性気体廃棄物の處理及管理に係る必要な措置を「保 安規定」に定めて管理する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (「解体工事準 備期間」も運転 中と同様に放射 線モニタリング を実施すること の明確化)</li> <li>記載の適正化 (「原子炉周辺 設備等解体撤去 期間」以降も放 射性廃棄物処理 機能や放出管理 機能を維持しな がら管理放出す ることの明確 化)</li> </ul>
		(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降 放射性気体廃棄物の處理及び管理に係る必要な措置を「保 安規定」に定めて管理する。	(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降においては、管 理区域 内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要となる放射性 廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出す る。  なお、原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射 性気体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状 況の調査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入 るまでに廃止措置計画の変更の認可を受ける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (「原子炉周辺 設備等解体撤去 期間」以降も放 射性廃棄物処理 機能や放出管理 機能を維持しな がら管理放出す ることの明確 化)</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

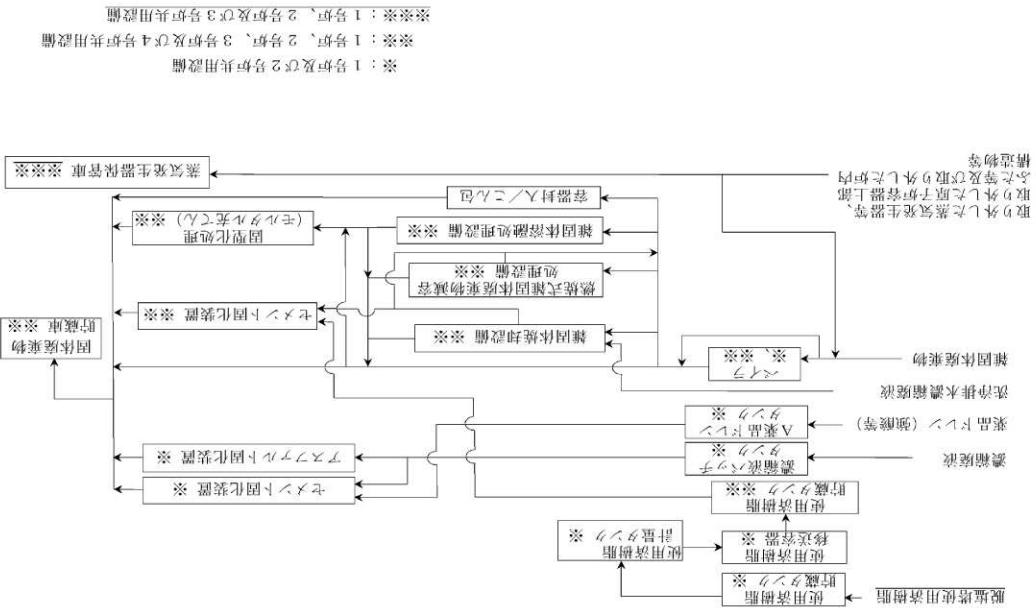
頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
44	八 2. 放射性液体 廃棄物の廃 棄	<p>2. 放射性液体廃棄物の焼棄</p> <p>2. 3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタングにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようになると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出品目目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないよう努める。</p> <p>放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降 放射性液体廃棄物の処理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p>	<p>2. 放射性液体廃棄物の廃棄</p> <p>2. 3 放射性液体廃棄物の管理方法</p> <p>(1) 解体工事準備期間中 解体工事準備期間中は、放射性液体廃棄物の適切な処理処分及び放出量を合理的に可能な限り低減するために、既設の液体廃棄物の廃棄設備及び測定に必要な放出管理用計測器等を維持管理する。</p> <p>また、放射性液体廃棄物の放出に際しては、廃液蒸留水タンク又は洗浄排水モニタングにおいて放射性物質濃度の測定等を行い、復水器冷却放水路排水中の放射性物質濃度が、「線量告示」に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようになると共に、放射性液体廃棄物の年間放出量から放出品目目標値を第8.2表のとおり設定し、これを超えないよう努める。</p> <p>また、排水中の放射性物質の濃度は、排水モニタによって監視する。 放射性液体廃棄物の處理及び管理に係る必要な措置を「保安規定」に定めて管理する。</p> <p>(2) 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降においては、<u>管理区域内設備の解体撤去の状況に応じて、処理に必要となる放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出する。</u> 原子炉周辺設備等解体撤去期間以降に発生する放射性液体廃棄物の管理方法は、解体工事準備期間に行う汚染状況の調査結果を踏まえ、原子炉周辺設備等解体撤去期間に入りに廃止措置計画の変更の認可を受ける。</p>	<p>記載の適正化 （「解体工事準備期間」も運転中と同様に排水モニタによる監視を実施することの明確化）</p> <p>記載の適正化 （「原子炉周辺設備等解体撤去期間」以降も放射性廃棄物処理機能や放出管理機能を維持しながら管理放出することの明確化）</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

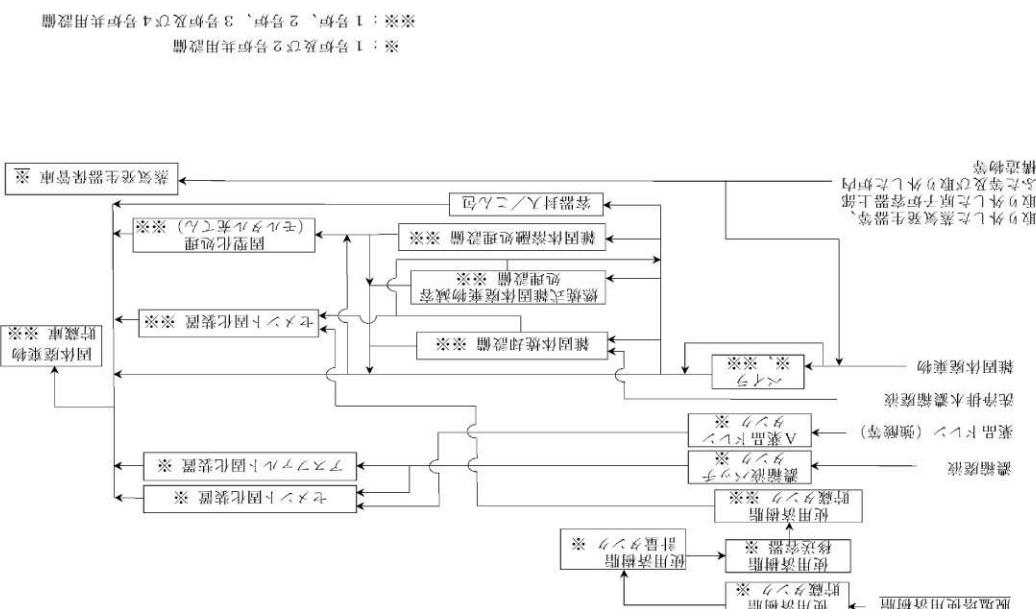
理由	補正箇所	補正前	補正後
・蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更	八 第8.3図 解体工事準備期間中の放射性固体廃棄物の処理フロー	<p>※※※：1号炉、2号炉及び3号炉共同用設備</p> <p>※※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共同用設備</p> <p>※：1号炉及び2号炉共同用設備</p>	<p>※※※：1号炉、2号炉及び3号炉共同用設備</p> <p>※※：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉共同用設備</p> <p>※：1号炉及び2号炉共同用設備</p>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

第 8.3 図 脊柱工事準備期間中の放射性同位素薬物の処理マニュアル



第 8.3 図 鋼体工事車輛期間中の放射性同位素薬物の處理方法



## 玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
1-2	添付書類一 第1.1.1図 当直課長引 継簿	<p>平成25年4月25日未明日 2回(16時00分~22時30分)</p> <p>当直課長引継簿</p>	<p>平成25年4月25日未明日 2回(16時00分~22時30分)</p> <p>当直課長引継簿</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化（「燃料取出し完了」の記載及び運転モード「6」から「-（モード外）」になっていることで、全ての燃料集合体の取出しが完了していることを確認するよう枠組みの範囲を変更）</li> </ul>

注) 点線枠は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

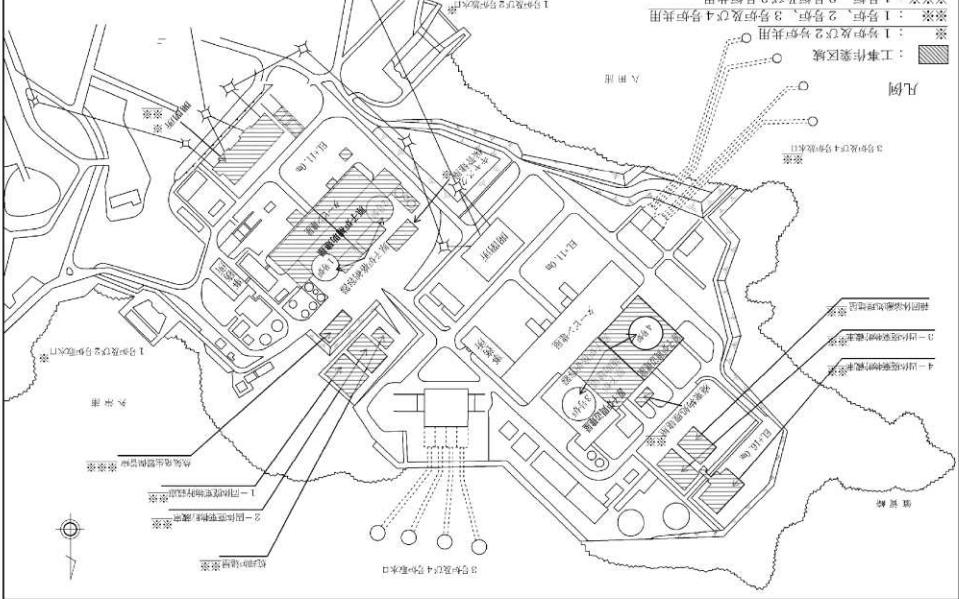
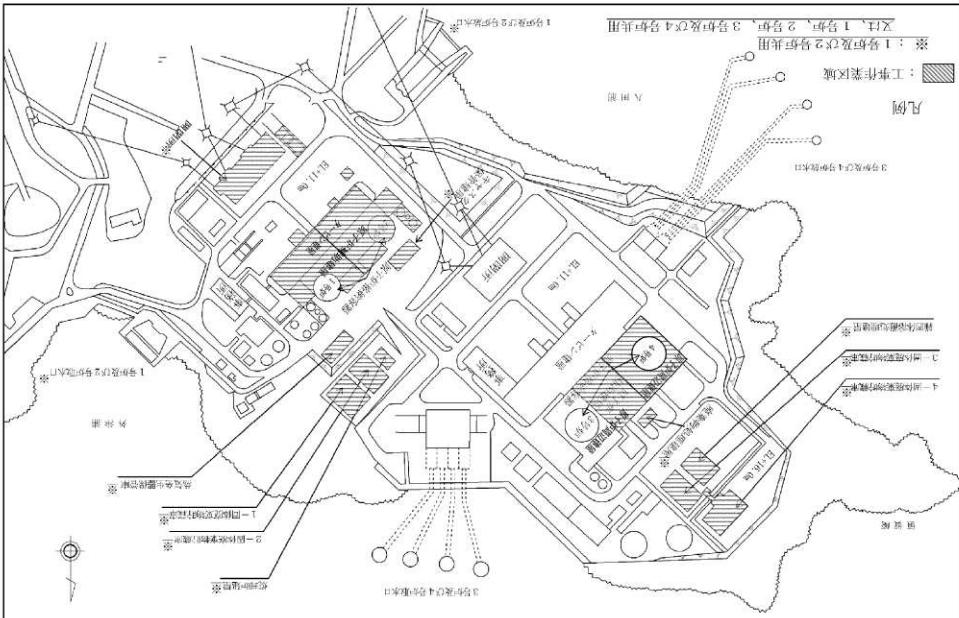
第1.1.1図 当直課長引継簿

This screenshot shows the 'Handover Log' document from page 1-2. It includes handwritten notes such as '手帳用紙' (Handbook page), '20時30分' (20:30), and '16時30分' (16:30). Red boxes highlight several entries, particularly those related to fuel handling and mode changes.

第1.1.1図 当直課長引継簿

This screenshot shows the revised 'Handover Log' document from page 1-2. The handwritten notes and red boxes from the original version have been removed or corrected, indicating the changes made in the revision.

## 玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
2-2	添付書類二 第2.1.1図 廃止措置に 係る工事作 業区域図			<ul style="list-style-type: none"> <li>蒸気発生器保管庫の3号炉との共用化に伴う変更</li> <li>記載の適正化 (共用号炉が明確となるよう図及び凡例を変更)</li> </ul>

2)注)下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉　廃止措置計画認可申請書　補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
4-1 4-2	添付書類四 1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受けける線量評価	1.　解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受けける線量評価	1.　解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受けける線量評価	1.1　事故の想定 既に完了しており、解体工事準備期間中は、「六、核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）を使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わざ、「添付書類六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。  したがって、解体工事準備期間中の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「原子炉設置許可申請書添付書類十」に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする。
	1. 解体工事準備期間中の事故時における周辺公衆の受けける線量評価	2号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「六、核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）を使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わざ、「添付書類六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。  したがって、解体工事準備期間中の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「原子炉設置許可申請書添付書類十」に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする。  また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。	2号原子炉施設における炉心からの燃料集合体の取出しは既に完了しており、解体工事準備期間中は、「六、核燃料物質の管理及び譲渡し」に記載のとおり、2号炉原子炉補助建屋内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料ピット）を使用済燃料を貯蔵している。また、汚染された設備の解体撤去を行わざ、「添付書類六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に記載のとおり、必要な設備について機能を継続して維持管理することから、原子炉運転中の定期検査時と同等の状態が継続する。  したがって、解体工事準備期間中の廃止措置工事に係る過失、機械又は装置の故障により想定する事故、また、原子炉運転中と同様に想定される地震、火災等により想定する事故は、運転中の定期検査時の想定と同様であることから、解体工事準備期間に想定すべき事故として、「原子炉設置許可申請書添付書類十」に示す事故のうち、環境への放射性物質の異常な放出事象の「燃料集合体の落下」とする。  また、想定を超える自然災害等については、「添付書類六　廃止措置期間中に機能を維持すべき発電用原子炉施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書」に示すとおり、使用済燃料貯蔵設備の冷却機能や冷却水が喪失し、使用済燃料ピットから冷却水が大量に漏えいする事象における影響を確認している。	・記載の適正化 （想定事故について、設置許可申請書添付資料十を参考に選定したことの明確化）

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉　廃止措置計画認可申請書　補正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-1	添付書類六 1. 概要	<p>1. 概要</p> <p>2号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五 廃止措置対象施設のうち解体の対象となる施設及びその解体の方法」に基づき、周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの低減を図ると共に、使用済燃料の貯蔵のための管理、汚染の除去工事、解体撤去工事及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄等の各種作業の実施に対する安全の確保のために、必要な期間、必要な機能を維持管理する。</p> <p>これららの設備等の機能については、定期的に点検、校正及び検査等で確認していく。</p> <p>なお、これらら廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等の維持管理に関しては、「保安規定」に管理の方法を定めて、これに基づき実施する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>2号原子炉施設の廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等は、「五 廃止措置対象施設及びその敷地」に示す1号炉、3号炉又は4号炉との公用施設における保守管理及び施設設定期検査を含めた維持管理の考え方は以下のとおりである。</p> <p>(1) 1号炉との公用施設については、2号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(2) 1号炉、3号炉及び4号炉との公用施設については、3号炉又は4号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(3) 1号炉及び4号炉との公用施設については、4号炉にて維持管理を実施する。</p> <p>(4) 1号炉及び3号炉との公用施設（蒸気発生器保管庫）については、2号炉にて維持管理を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の適正化 (維持管理対象設備の「検査・校正」の実施に関する記載の明確化)</li> <li>記載の明確化 (維持管理対象設備のうち共用施設における維持管理の考え方追加)</li> </ul>

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 準正前後比較表

頁	補正箇所	補正前	補正後	理由
6-1	添付書類六 2. 維持管理に 関する内容	<p><u>2.</u> 維持管理に関する内容 <u>廃止措置期間中に機能を維持すべき設備等に対し、要求される機能及び維持すべき期間を第6.1.1表に示す。</u></p> <p>—</p>	<p><u>3.</u> <u>解体工事準備期間における維持管理に関する内容</u> <u>解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備等に対し、要求される機能及び維持すべき期間を第6.1.1表に示す。</u></p> <p><u>4.</u> <u>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理に関する内容</u> <u>原子炉周辺設備等解体撤去期間以降における維持管理対象設備については、解体工事準備期間に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。</u></p> <p><u>5.</u> <u>その他</u> <u>解体対象施設を活用し、廃止措置に必要な項目以外の調査・研究等で、例えば解体対象施設から試料採取を実施する場合は、事前に廃止措置対象施設の保安のために必要な維持すべき機能等に影響を与えないことを確認した上で実施する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>記載の明確化 (今回の申請内容が解体工事準備期間中に機能を維持すべき設備に関する記載であることの明確化)</li> <li>記載の明確化 (原子炉周辺設備等解体撤去期間においては、解体工事準備期間に検討する解体撤去の手順及び工法を踏まえ、解体撤去の状況に応じた維持管理対象設備、維持機能及び性能並びに維持期間を原子炉周辺設備の解体撤去に着手するまでに定め、廃止措置計画に反映し変更認可を受ける。)</li> <li>記載の適正化 (記載項目の追加により項目番号を変更)</li> </ul>
6-3	その他	—	—	

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

主) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

玄海原子力発電所2号炉 廃止措置計画認可申請書 補正前後比較表

頁 6-追-35	補正箇所 追補 (添付書類 六) IV. 表1 線源強度の 設定条件	補正前 表1 線源強度の設定条件: 条件 燃料仕様 燃焼条件 冷却条件 貯蔵体数	補正後 表1 線源強度の設定条件: 条件 燃料仕様 燃焼条件 冷却条件 貯蔵体数	理由							
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (燃焼条件・冷却 条件に関する設 定条件の明確化)</li> </ul>							
				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">表2 評価地点の評価条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評価点 敷地等境界評価地点</td><td>2号炉SFPから +26m</td> <td>評価点El. 約570m</td><td>距離 +26m</td><td>距離 570m</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載の適正化 (SFPからの距 離を明確にする ために「約」を 削除)</li> </ul>	表2 評価地点の評価条件		評価点 敷地等境界評価地点	2号炉SFPから +26m	評価点El. 約570m	距離 +26m	距離 570m
表2 評価地点の評価条件											
評価点 敷地等境界評価地点	2号炉SFPから +26m	評価点El. 約570m	距離 +26m	距離 570m							

注) 下線は補正箇所を示すものであり、補正事項に含まない。

表2 評価地点の評価条件  
評価地點の  
評価条件

評価点 敷地等境界評価地点	2号炉SFPから +26m	評価点El. 約570m
------------------	------------------	-----------------

表2 評価地点の評価条件

評価点 敷地等境界評価地点	2号炉SFPから +26m	評価点El. 約570m
------------------	------------------	-----------------